

千葉県廃棄物減量等推進審議会

令和3年度第2回

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画部会

会議録

日時 令和3年11月16日（火）午前9時55分～11時40分

場所 千葉県役所議会棟 3階 第3委員会室

(午前9時55分 開会)

【伊橋廃棄物対策課長補佐】おはようございます。お時間より少し早いのですが、皆様お揃いになりましたので、始めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただ今より、千葉市廃棄物減量等推進審議会 令和3年度第2回一般廃棄物（ごみ）処理基本計画部会を開会いたします。

私は本日の進行を務めさせていただきます廃棄物対策課課長補佐の伊橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、開会にあたりまして、資源循環部長の足立よりご挨拶を申し上げます。

【足立資源循環部長】皆様、おはようございます。足立でございます。

本日は、大変お忙しい中、本部会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から本市の廃棄物行政、市政各般にわたり、ご協力をいただいておりますこと、あらためまして深く感謝申し上げます。

開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様、既にご承知のことと存じますが、昨日、環境審議会の専門委員会が開催されまして、千葉市が独自に定める降下ばいじん量について、現在の1平方キロメートルあたり月間20トンから、半減の10トンに強化する改定が行われたところでございます。このことは本日の新聞各紙でも大きく取り上げられているところであり、環境保全部の事案ではありますが、ひとつの節目を迎えたと考えているところでございます。

さて、先月10月18日に開催いたしました廃棄物減量等推進審議会では、「個別事業の継続性評価」、「ごみ量予測」、「数値目標の項目設定」などについてご審議をいただきましたが、本部会での事前のご議論により、数値目標の項目設定を拡充するなど、審議会により良い内容を示すことができました。また、審議会当日のスムーズな審議にもつながったものと考えているところでございます。

本日は、次期計画の骨子策定につながり、また、計画の幹となります「基本理念・基本方針」のほか、「施策体系」、「数値目標の設定」についてご説明させていただき、委員の皆様によるご審議を予定しているところでございます。

委員の皆様におかれましては、それぞれのご専門のお立場からご意見を賜りますようお願いしたいと思っております。また、状況によっては、我々事務局職員から委員の皆様のご意見をお聞か

せいただきたいということで、発言させていただく場を設けさせていただければ、内容の濃い議論になると考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

【伊橋廃棄物対策課長補佐】本日の部会につきましては、千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則第4条の2第6項の規定により、委員の半数以上の出席が必要となりますが、委員総数5名のところ、5名の出席をいただいておりますので、会議は成立しております。

続きまして、事務局を紹介させていただきます。

資源循環部長 足立でございます。

【足立資源循環部長】足立です。よろしく願いいたします。

【伊橋廃棄物対策課長補佐】廃棄物対策課長 東端でございます。

【東端廃棄物対策課長】東端です。よろしく願いいたします。

【伊橋廃棄物対策課長補佐】収集業務課長 鵜田でございます。

【鵜田収集業務課長】鵜田です。よろしく願いいたします。

【伊橋廃棄物対策課長補佐】廃棄物施設維持課長 山根でございます。

【山根廃棄物施設維持課長】山根です。よろしく願いいたします。

【伊橋廃棄物対策課長補佐】廃棄物施設整備課長 奥野でございます。

【奥野廃棄物施設整備課長】奥野です。よろしく願いいたします。

【伊橋廃棄物対策課長補佐】産業廃棄物指導課長 川瀬でございます。

【川瀬産業廃棄物指導課長】川瀬です。よろしく願いいたします。

【伊橋廃棄物対策課長補佐】環境保全課長 木下でございます。

【木下環境保全課長】木下です。よろしく願いいたします。

【伊橋廃棄物対策課長補佐】温暖化対策室長 秋山でございます。

【秋山温暖化対策室長】秋山です。よろしく願いいたします。

【伊橋廃棄物対策課長補佐】本日の会議の進行につきましては、会議次第に従って進めてまいります。

資料につきましては、委員の皆様へ事前にお送りしておりますが、本日、あらためてすべての資料を机上に配布させていただいております。ここで、配布資料の確認をさせていただきます。

最初に、次第、席次表、委員名簿、関係法令。

次に、会議資料ですが、

資料1 次期「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の基本理念・基本方針について

資料2 次期「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の施策体系について

資料3 次期「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の数値目標の設定について

参考資料1 次期「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」計画策定スケジュール

また、閲覧用としまして、「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の計画書冊子を置かせていただいております。必要に応じてご覧ください。資料の過不足等はございませんでしょうか。

なお、審議会部会は、会議録を含め公開となっておりますので、委員の皆様におかれましては、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

傍聴人の方は、受付にてお渡しいたしました傍聴要領の「2 会議を傍聴するに当たって守っていただく事項」に従って、傍聴していただきますようお願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。これからの議事の進行については、倉阪部会長にお願いしたいと存じます。倉阪部会長、よろしくようお願いいたします。

【倉阪部会長】おはようございます。千葉市においては、千葉市全体の基本計画も策定しておりますし、環境関連でいえば温暖化についても策定しています。同時並行でいろいろな計画の策定が進んでいるところでございますけれども、その柱のひとつとして、廃棄物についてみなさんにご意見をいただいているところでございます。今日は特に、施策体系、数値目標といったところについてご意見をいただければと思っております。

まず、議題1「次期『千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画』の基本理念・基本方針について」、事務局からご説明をお願いいたします。

【東端廃棄物対策課長】廃棄物対策課の東端でございます。恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

議題の説明に入る前に、この部会の開催予定についてご説明させていただきます。参考資料1をご覧ください。

表の3段目、協議体の欄をご覧ください。「2 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画部会」が本部会でございますが、このスケジュール表では11月中旬に②と記載してありますのが本日開催の部会でございます。

このあとの各議題におきまして、「基本理念・基本方針」、「施策体系」、「数値目標の設定」の事務局案をお示しし、皆様にご検討いただきますが、現段階で十分な整理ができていない事項もございます。そこで、本日の審議の状況次第ではありますが、事務局といたしまして

は、可能であれば、次回の審議会の前に再度、本部会を開催し、皆様のご意見を伺う場を設定させていただくことも考えております。その場合、あらためて委員の皆様にお願いのうえ、調整させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題1の説明に入ります。資料1をご覧ください。次期計画の基本理念・基本方針についてでございます。

この資料では、次期計画の基本理念・基本方針のたたき台を3案ずつ示しております。本日は、この場でひとつの案にしぼることや、詳細な修正・調整を行うことは想定はいたしておりません。たたき台を参考に、次期計画期間において盛り込むべき文言や考え方についてご意見をいただければと考えております。いただいたご意見を基に、事務局で再度、案の調整を行わせていただきたいと思いますと考えております。

まず、「1 基本的な考え方」です。

これまでの審議会や部会でもご説明させていただきましたが、(1)に記載のとおり、次期計画は、これまで本市が取り組んできた取組みや今後目指すべき方向性を大きく転換するものではないことから、現行計画における基本理念「循環型社会の構築」や、「発生抑制・再使用」、「再資源化」、「ごみ処理システムの構築」の3つの柱で構成する基本方針という枠組みを継続したいと考えております。その考え方を踏まえ、(2)に記載しておりますが、現行計画の基本理念・基本方針をベースとしつつ、近年の動向や社会的課題など、次期計画期間において考慮すべき考え方・表現を取り入れる方法で検討していきたいと考えております。

次に、「2 ごみ処理を取り巻く状況」です。

(1)の近年の動向といたしまして、「循環型社会形成の促進」、「持続可能な社会の実現」、「地球温暖化対策」、「人口減少及び少子高齢化の進展」、「新型コロナウイルス感染症の影響」など、考慮すべき様々な要素が考えられます。また、(2)の社会的な課題及び要請としては、「プラスチックごみ対策」、「食品ロス対策」、「古紙類の対策」、「災害時の廃棄物対策」、「廃棄物・資源循環分野でのICTの導入」など、従来からあるもの、新たなものも含めまして、様々な課題があるものと認識しているところでございます。

続いて、2ページに進んでいただきまして、(3)の本市における取組状況につきましては、現行計画の取組みや現行計画の目標達成状況などについて考慮したうえで検討していく必要があると考えております。

次に、「3 基本理念・基本方針の検討」をご覧ください。

2で確認いたしました、ごみ処理を取り巻く様々な状況を踏まえまして、四角い枠で囲った

部分に例示したキーワードやそれに関連する考え方を参考に、現行計画をベースとしつつ、次期計画における基本理念・基本方針を検討していきたいと考えております。

それでは、最初に、基本理念についてでございます。

現行計画では、「全員参加型3Rによる 未来へつなぐ 低炭素・循環型社会の構築」としております。

次期計画における案といたしましては、

案1 「未来の市民へ届ける持続可能なまち みんなでつくる脱炭素・循環型社会」

案2 「みんなのため、未来の市民のために、今、わたしたちにできること～脱炭素・循環型社会の構築～」

案3 「いつまでも安心して暮らせるまちを目指して 未来に向かってみんなで取り組む持続可能なまちづくりと脱炭素・循環型社会の構築」

の3案をお示しさせていただきました。いずれも、市の基本計画で示されております「みんながめざす未来の千葉市」や、現行計画からの継続になりますが、環境基本計画でも示されている「循環型社会の構築」といったキーワードを取り入れております。また、2050年カーボンニュートラルを見据え、現行計画にある「低炭素」という言葉に替えまして、「脱炭素」という言葉を入れております。

続いて、3ページをお願いいたします。基本方針についてです。まず、(1) 「発生抑制・再使用にむけた方針」についてです。

現行計画では、「1人ひとりがごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの確立による、2Rを目指します。」としております。

次期計画における案といたしましては、

案1 「発生抑制に最優先で取り組み、できるだけごみを出さない社会を目指します。」

案2 「発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の徹底により、ごみの総排出量を一層削減します。」

案3 「発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の取り組みを推進し、可能な限りごみを出さない・ごみにしないライフスタイル・ビジネススタイルの確立を目指します。」

の3案をお示しさせていただきました。リデュース・リユースの2R、そして、ごみを出さないことが重要であることには変わりないという考え方を基に、このような案としております。

続いて(2) 「再資源化に向けた方針」についてです。

現行計画では、「再生利用率を高めるための効果的な再資源化施策と、市民・地域・事業者

との協働や地域活動への支援により、さらなる焼却ごみ量の削減を目指します。」としております。

次期計画における案といたしましては、

案1「再資源化を推進し、モノの価値をできるだけ活かしていく社会をみんなで目指します。」

案2「資源物のさらなる有効活用にみんなで取り組み、環境負荷の低減を図ります。」

案3「市民・地域・事業者・行政が連携し、適正なごみの分別・排出と持続可能なリサイクルの取り組みを推進することで、環境負荷の低減を目指します。」

の3案をお示しさせていただきました。

最後に、(3)「ごみ処理システムの構築に向けた方針」についてです。

現行計画では、「低炭素・資源循環へ貢献する、経済・効率性と安定・継続性に優れた、強靱なごみ処理システムの構築を目指します。」としております。

次期計画における案といたしましては、

案1「災害などの様々なリスクにも対応できる、持続可能で強靱な廃棄物処理体制を目指します。」

案2「市民の生活環境を守る、安全・安心で安定的なごみ処理体制を構築します。」

案3「持続可能な循環型社会の構築に貢献し、災害などの様々なリスクにも対応できる、安定と効率性に優れた強靱なごみ処理体制の構築を目指します。」

の3案をお示ししております。いずれも、持続可能性や、様々なリスクにも対応できる安定性・強靱性といった点に着目したものとなっております。

説明は以上でございます。基本理念、各基本方針について、盛り込むべき文言、修正すべき表現などございましたら、ご意見をいただきますようお願いいたします。

【倉阪部会長】ありがとうございました。それでは、ただいまの説明について、ご質問・ご意見等ありましたら、お願いいたします。

【藤原委員】2ページの基本理念・基本方針のキーワードについて、循環型社会などといった大きな考え方もありますが、循環経済、サーキュラーエコノミーという単語もあります。脱炭素やプラスチック資源循環戦略において、経済も回していきたいと思いますという考え方もありますので、そのあたりをエッセンスとして入れた方が千葉市さんのプレゼンスとしていいのかなと思います。

【東端廃棄物対策課長】おっしゃるとおり、今年制定されましたプラスチック資源循環促進法等におきましても、循環経済、サーキュラーエコノミーという言葉も出てきておりますので、

参考にさせていただきたいと思います。

【栗屋委員】非常に興味深く資料を拝見して、基本方針など素晴らしいなと思ってマークをつけたりしております。

環境対策をしないといけないということは総意だと思いますが、温暖化等の要因がまだ明確ではないのではないかとというのが私の解釈でありまして、その中で方法をどうするかというのにも模索しているような状況なのではないかと思っております。

2 ページの基本理念の次期計画のところ、「低炭素」を「脱炭素」にされたというのが、大きな変更点だと思います。脱炭素は世の中の流れとして従わないといけない雰囲気がありますが、現実問題としては難しいところもあると思います。「低炭素」のままにするか、もしくは「抑制炭素」など、違う言葉の方が現実的なのかなとも思われますがいかがでしょうか。

【倉阪部会長】それについては異論があります。COP26でも1.5度目標が世界の合意になってきました。やれる・やれないではなく、やらなければいけない話ですので、知恵を絞ってやれるようにしなければいけない。脱炭素という方向で、政府も法律に書いていますので、私は、ここは「脱炭素」の方が望ましく、そういうワーディングをするべきだと思っております。

【栗屋委員】脱炭素とすることで、今問題になっていないまた別の負の部分が出てくることもあるかと思えます。国の流れも分かっていますが、その点でどうかなと思った次第です。

【倉阪部会長】経済的にルーザーは出てくると思えます。でも、それは、例えば新しい次の自動車産業を、新しいエネルギー転換の中で作っていかないと日本は負けてしまうという話でありまして、脱炭素をビジネスチャンスにしなければならない。日本は化石燃料輸入のために毎年17兆円の富を国外に流していますから、その部分が原資になるはずなんです。国内に化石燃料の産業がある国と違って、日本はやりやすいはずなんです。過去の常識と未来の常識が違いますので、そのあたりのギャップに悩んでいる方はたくさんいらっしゃると思っております。

【足立資源循環部長】倉阪部会長のお話のとおり、できるかどうかというよりも、やっつけていかなければならないということで、我々の計画の中では、やはり脱炭素という方向性を打ち出していく必要があるものと考えております。環境基本計画の中でも脱炭素を打ち出して、環境部門だけではなく庁内をあげてそこに向かって取り組むべきだということを、環境サイドから明確に示していくという意味でも、倉阪部会長がお話いただいたとおりの考え方で、この基本理念について進めさせていただければと考えております。

【倉阪部会長】その他にいかがでしょうか。

【武井委員】町内自治会などで話を聞いていると、少し前までは組成分析の結果が非常に分かりやすかったが、最近では取り組んでいる感覚と組成分析の値が一致しないという話が出ています。数年前までの流れからいうと、生ごみが組成として圧倒的に多くなるはずだったのが、いつの間にかそうでもなくなっている。組成分析をしっかりとやって市民権を与えるというか、精度を上げて、実際に自分たちがやっていることが成果としても分かるような形をとれないものかという話があります。

ごみの分析の内容が分かるような形にするために、組成分析のグレードを上げて、キーワードの中にも入れたりして、要因が分かるようにできないかという話も出ていて、私もそれについてはそうだなと思っています。少なくとも数年前までの内容と最近の内容が明らかに違うということについて、どうもよく分からないままであります。キーワードの中に入れるなどして、位置付けを上げてもらえないだろうかと思っています。

【東端廃棄物対策課長】組成分析は毎年実施しております。年ごとに数値が変わってきまして、このところ生ごみ類が減ってきているというのは事実でございます。実施方法については、例えば、昨年からは食品ロスをもう少し詳しく調べるために「手つかず食品」、「食べ残し」、「調理くず」と分類を細かくするなどして精度を上げるなどの工夫をしております。全国的に実施されている標準的な方法を採用していますので、同じようなやり方を継続していくものと考えております。

組成分析を基本理念・基本方針に入れていくというご意見につきましては、そのまま入れてしまうと浮いてしまうような印象も受けますので、ご意見の趣旨の反映の仕方については検討させていただきます。

【武井委員】10年前ぐらいから、組成分析に従って、雑がみに一番ポイントをおいて減らさなければいけないということで、雑がみの回収をやってきたら、それが組成分析に綺麗に連動したんです。その分、生ごみの割合が増えるはずが、ここにきて急に変わってしまったような感覚をみんな持っているんです。

いろいろなテーマを出して、それに基づいて市民としてできるだけ一緒に活動をやって、その成果が分かるように、どこかに反映するべきではないかと。たしかに、組成分析という言葉がこの中に入れるのはなじまないのかもしれませんが、それに値するようなことを考えていただければと思っています。

【倉阪部会長】ごみの組成も把握をしたうえで、将来の目標設定や施策の効果のコントロールをしないといけないと思います。特にプラスチックの話も具体的に出てきておりますし、組成

を把握したうえでの施策である必要はあるかと思います。

ただ、基本理念や基本方針などのスローガンレベルで書くというのは、違うかもしれないとは思いますが。

その他にいかがでしょうか。

【飯田副部長】基本理念と基本方針については本当に素晴らしいと思います。ただ、いつも審議会の中で、実務的なものが見えないというのがあります。こういった理念や方針については十分理解しているんですが、実務的にどうするのかというところが重要なのかなと思っています。

1 ページの「社会的な課題及び要請」の中で、廃プラ、食品ロス、古紙類の対策、とピックアップされていますが、まず喫緊の課題である廃プラに関して、千葉市で今どういう協議がされているのでしょうか。前回の審議会の中で一括回収の話が出ていましたが、回収品目、回収方法、年間の排出量、着手の時期などの検討状況について、教えていただければと思います。

次に、食品ロスに関しては、千葉市内の処理場のキャパの問題もありますが、千葉市の中でもできることがあると思うんです。実は私どもの業界で、5～6年前からお話をいただいているのが、小中学校の給食ごみの再資源化です。予算の問題、回収方法、保管場所などの問題がクリアできるなら、年間数百トンの再資源化が見込めます。費用対効果がどの程度かはわかりませんが、一番最初に着手できる施策ではないかと思います。現状ではなかなか進んでいませんので、今後、課題として検討していただければありがたいと思います。

最後に、古紙類についてですが、新聞古紙の発生が著しく減少しており、ペーパーレス化や、新聞をとらない世帯の増加により、平成18年に年間3万7、8千トンあった排出量が、今は大体2万5千トン程度で、近年、目に分かる減少になっています。大手の新聞社でも、販売店の統廃合や古紙回収の新たな手法を検討するなどの動きも出てきています。

これだけ古紙類が減ってきている状況において、可燃ごみに10%程度まだ資源化できる紙類が入っているということで、私どもとしてはそれを無駄にしたいという思いがあります。私どもは回収してくるのは得意ですが、啓発・広報は市にお任せすることになりますので、優先的に取り組んでいく課題として、10%をなんとか資源化できるような方法を検討していただければ非常にありがたいと思っています。

【東端廃棄物対策課長】まず1点目のプラスチック類の回収につきましては、市内のワーキンググループで、例えば収集量、収集日、収集車両、収集袋をどうするのかといった内容で検討している途中でございます。まだすべてをお出しできる状況ではありませんが、検討は進めて

いるところでございます。また、一括回収につきましては、千葉市では基本的にプラスチックの回収をしておりませんので、軟質プラでも硬質プラでも、これらを一括して回収するという
ことで、国の方針も見ながら、対象品目についても検討していくということになると思います。

食品ロスに関して、ご指摘いただいた給食残渣につきましては、今できることとして、小学校で給食残渣再資源化のモデル校を6校選定して再資源化をしているところでございます。中学校については、給食センターで一括して再資源化しております。小学校では取組みが一部に留まっておりますので、モデル事業の状況を検証しながら、取組みの拡大について、引き続き、教育委員会とも連携して検討していきたいと思っております。

古紙類につきましては、海外の輸入停止や国内の価格下落など、様々な事情があるところだと思っております。組成分析結果で出ている可燃ごみ中の資源化できる紙類については減らしていくべきものだと思っておりますので、引き続き啓発等については、今後の個々の施策の中で検討していきたいと思っております。

【倉阪部会長】 それでは、資料1について、私からコメントを述べさせていただきます。

まず、2ページの下の基本理念ですが、どんどん長くなっていますので、できる限り、現行計画並みの簡潔性が必要かなと思っております。キーワードの「未来に向けて」、「みんなで作る」、「脱炭素」、「循環型社会」、これらを組み合わせながら、分かりやすいものを作っていたければと思います。

3ページの基本方針につきましては、基本理念に書いてあることをもう一度書く必要はないと思っております。例えば、「みんなで」や「循環型社会に貢献する」といった表現は重複していますので、基本理念で掲げたものは基本方針に再掲しないで、これももう少し簡潔にできるのではないかと思います。

気になったのは、(2)の再資源化に向けた方針についてです。最終の目標が「環境負荷の低減を目指します」だと、それはすべてのものが関わってきってしまうのではないかと思います。リサイクルを進めるということは、例えば、現行計画で掲げてある「焼却ごみ量の削減」などの方が、基本方針で掲げた行動によって目指す姿としては具体的で良いのかなと思われました。

それから、「モノの価値をできるだけ活かしていく」という表現が案(1)にあります、これはリユースの方に関わる考え方かなと思っておりますので、頭の整理をしながら、可能な限り簡潔にしていいただければと思います。

【足立資源循環部長】 3ページの基本方針(1)のところで、案(2)(3)では「発生抑制(リデュース)」、「再使用(リユース)」の両方を入れていますが、案(1)については発

生抑制に重きをおいた表現にしております。この点に関して、ご意見等ありましたら参考にさせていただきますたいのですが、いかがでしょうか。

【倉阪部会長】3Rのうち、リユースが見えなくなってしまうのは違和感があるかもしれないという気がします。例えば、「発生抑制に取り組み、再使用を進めてモノの価値をできるだけ活かしていく社会をつくります」などの形で、案（1）にまとめるという手はあるかなと思います。

【足立資源循環部長】ありがとうございます。参考にさせていただきます。

【藤原委員】先ほども飯田委員から話が出たプラスチック資源循環促進法施行以降の一括回収の話につきまして、全国的な自治体さんの状況を申し上げますと、皆さんもご承知のとおり、法律の第32条、第33条に定められている、従来の容り法によるリサイクルルートを使って再商品化していく方法と、再商品化事業者と協働して行う方法があつて、これらを検討するのが非常に難しいという声を聞いています。かつ、容り法の方は製造事業者等がリサイクル費用を負担しますが、容り法以外のプラについては市町村が費用を負担しないといけないということで、財政措置がどうなるかということも含めて、そう簡単に決まる話ではないと思います。そういう意味では、プラスチック資源循環促進法に即して、一括回収の方法などにも踏み込んで具体的に今回の計画に盛り込むのは難しいと思いますので、理念や考え方、将来的な方向を示すという形でもいいのかなと思います。

【倉阪部会長】少し時間も押しておりますので、先に進めさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、議題2に進みたいと思います。議題2「次期『一般廃棄物（ごみ）処理基本計画』の施策体系について」、事務局から説明をお願いいたします。

【東端廃棄物対策課長】それでは、議題2の説明をいたします。資料2をご覧ください。次期計画の施策体系についてです。

この資料では、次期計画における25の個別事業の案をお示ししております。本日は、皆様からご意見をいただき、この個別事業の枠組みを固めたいと考えております。なお、各個別事業の名称につきましては、年度末の骨子の策定に向けて、引き続き検討していくことといたします。また、「ルール」、「情報提供」、「動機づけ」、「行動」といった、個別事業を一定の範囲でまとめている分類が記載してございますが、これにつきましては、個々の名称やまとめる範囲につきまして、引き続き検討するとともに、場合によりましては、分類自体をなくすという選択肢も含めて検討を行っていきたいと考えております。

それでは、資料の説明を行います。まず、「施策体系検討にあたっての考え方」についてでございます。

現行計画におきましては、①「発生抑制・再使用」、②「再利用」、③「ごみ処理システム」の3つの基本方針のもとに27の個別事業を紐づけまして、施策体系を構築しております。次期計画におきましても、大幅な変更は行わず、3つの基本方針のもとで施策体系の構築を行っていきたいと考えておりますが、個別事業につきましては、本市における現在の施策の状況や今後のごみ処理行政の方向性、並びに社会環境の変容を踏まえ、一部修正を行うことといたします。なお、個別事業につきましては、市民・事業者に分かりやすい説明を行うため、ごみ処理関連の施策を項目ごとに整理するために用いております。まずは個別事業の枠組みを決定し、その後に各施策を当てはめていくこととしたいと考えております。

それでは、基本方針1「発生抑制・再使用」に向けた方針に係る施策体系をご覧ください。修正を行う部分についてご説明いたします。

現行計画のNo.4「料金の見直しによるごみの発生抑制」です。資料下部の「修正点について」の※1をご覧ください。平成26年2月に開始いたしました「家庭ごみ手数料徴収制度」につきましては、既に本市において定着していることから、効果検証を行う段階にはなく、個別事業として盛り込む施策が限定されることから、次期計画においては、No.2などに統合することとしてはどうか、と考えております。

次に、現行計画のNo.6「国及び他自治体との連携」についてです。まず、お手元のごみ処理基本計画冊子の56ページをご覧ください。現行計画の事業内容といたしましては、「(1) 国及び他自治体との連携や国等への働きかけ」、「(2) 災害時の相互支援・広域連携の体制強化」を掲載しております。資料2の1ページにお戻りいただきまして、※2の説明文をご覧ください。本事業につきましては、次期計画においては個別事業としては設定せず、現行の取組みについては、他の個別事業に盛り込むこととしてはどうか、と考えております。(1)の「国及び他自治体との連携や国等への働きかけ」は個別事業としては削除し、(2)の「災害時の相互支援・広域連携の体制強化」については、次期計画のNo.25で見ていくこととすることが考えられます。

次に、次期計画のNo.4「プラスチックごみの発生抑制の推進」についてです。※3の説明文をご覧ください。プラスチックの資源循環の促進においては、排出抑制が大前提となることから、次期計画中の個別事業として新たに位置づけることとしてはどうか、と考えております。近年、非常に重要性が高まっているプラスチックの発生抑制について、個別事業として新たに

設定を行うものです。

次に、次期計画No.6「食品ロス削減の推進」についてです。※4の説明文をご覧ください。現行計画のNo.1及びNo.5に記載されている取組みのうち、食品ロスの削減に特化した取組みを抜き出すとともに、現在、庁内で行われております計画未掲載の取組みを加え、個別事業として新たに設定を行うものです。

次に、次期計画のNo.9「市施設における率先した3Rの推進」についてです。※5の説明文をご覧ください。市施設における3R推進の取組みはC-EMSだけに限らないことから、名称の変更を行うこととしてはどうか、と考えております。なお、C-EMSとは、本市の公共施設などを対象に、環境負荷低減につながる取組みなどを定めた、千葉県独自の環境マネジメントシステムのことです。現行計画では「C-EMSによる」という表現にしておりますが、これをC-EMS以外の取組みも含めた市施設での取組みとして表現を整理するものです。

続きまして、2ページをお願いいたします。「基本方針2 再資源化に向けた方針」に係る施策体系です。

まず、現行計画のNo.14「剪定枝等の再資源化の推進」についてです。※1の説明文をご覧ください。個別事業として次期計画に記載可能な取組みは限定的であり、また、剪定枝等の分別収集・再資源化自体が定着してきた現状を踏まえまして、次期計画の個別事業としては設定しないこととしてはどうか、と考えております。

次に、次期計画のNo.16「プラスチック類の再資源化の推進」についてです。プラスチック資源循環促進法の成立などを踏まえ、自治体としてプラスチック類の再資源化に取り組んでいく必要があります。そのため、※2の説明文に記載してあるとおり、プラスチック類の再資源化に係る取組みを、次期計画中の個別事業として新たに位置付けることとしてはどうか、と考えております。

次に、次期計画のNo.17「新たな再資源化品目の検討・推進」についてです。ごみ処理基本計画冊子の73ページをご覧ください。現行計画のNo.17「さらなる再資源化品目の検討・推進施策」においては、「(1)単一素材プラスチックの再資源化」と「(3)プラスチック製容器包装の再資源化の検討」において、プラスチック関連の施策が掲載されています。資料2の2ページの※3の説明文をご覧ください。No.16に「プラスチック類の再資源化の推進」を新たに設定することにより、現行計画のNo.17から、プラスチック類の再資源化に係る部分が抜き出されることになるため、事業名称を「さらなる再資源化品目の検討・推進施策」から「新たな再資源化品目の検討・推進」に変更を行うものです。

続きまして、3ページをご覧ください。「基本方針3 ごみ処理システムの構築に向けた方針」に係る施策体系です。

まず、次期計画のNo.18「安定的かつ効率的な収集運搬体制の構築」についてです。現行計画では「収集運搬体制の合理化」となっておりますが、※1の説明文に記載のとおり、収集運搬体制に求められるものとしては「安定」と「効率化」という表現の方が適切であると考え、名称の変更を行うものです。

次に、次期計画のNo.19「ごみ出しに関する高齢者・障害者等に対する支援」についてです。※2の説明文をご覧ください。ごみ処理に関する施策につきましては、他局の所管に係るものについても計画に盛り込むべきであり、また、高齢者・障害者等に対する支援については、高齢福祉課所管の「ごみ出し支援サービス」に限らないことから、「ごみ出し支援サービスの実施」から「ごみ出しに関する高齢者・障害者等への支援」に名称の変更を行うこととしてはどうか、と考えております。

次に、次期計画のNo.22～24「安定的・効率的な処理体制を目指した清掃工場・リサイクル施設・最終処分場の運用」についてです。※3の説明文をご覧ください。現行計画におきましては、清掃工場及び最終処分場については、既存施設の維持管理と次期施設の計画・整備に係る事業に分かれておりますが、次期計画においては、施策体系のスリム化を図るため、施設の種類ごとにひとつの個別事業に統合することとしてはどうか、と考えております。施策体系に記載のとおり、現行計画でNo.22～26までの5つの事業としているものを、次期計画におきましてはNo.22～24までの3つに整理しようとするものです。

次に、現行計画No.27「適正処理困難物等の処理推進」についてです。ごみ処理基本計画冊子の86ページをご覧ください。現行計画では、(1)で「国に対する働きかけ」、(2)で「次期リサイクル施設の整備に併せた検討」が掲載されておりますが、いずれも近い将来の進捗を見込むのは難しいものと考えられる内容でございます。資料2の3ページの※4の説明文をご覧ください。現行計画の取組みの進捗状況を勘案しまして、次期計画においては個別事業としては設定しないこととしてはどうか、と考えております。

最後に、次期計画のNo.25「非常時における廃棄物の適正処理の推進」についてです。現行計画においては、自然災害や感染症の発生など非常時における廃棄物の適正処理については特段の記載を行っておりません。そこで、※5の説明文に記載のとおり、次期計画中の個別事業として新たに位置づけ、災害廃棄物の処理および感染症対策関連の取組みを記載することとしてはどうか、と考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【倉阪部会長】 それでは、資料2について、ご質問・ご意見・コメントがありましたら、よろしくお願いたします。

【藤原委員】 1ページの〔その他〕で「海洋プラスチック（マイクロプラスチック）問題に関する施策」について、No.7「きれいなまちづくりの推進」、No.8「不法投棄の防止」に位置付けるというお考えはたしかに正しいと思うのですが、プラスチック資源循環戦略においては、カーボンニュートラルの側面と、G20大阪サミットで採択された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」で、海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにしていこうという目標が掲げられていますので、「きれいなまちづくりの推進」、「不法投棄の防止」というのも重要ではありますが、「プラスチックごみの発生抑制の推進」等にも加えた方がいいのかなと思います。特に千葉市さんは海に面していて、海洋ごみ等については市民の方も注目されていると思いますので、そういったところで工夫された方がいいのかなと思います。

【東端廃棄物対策課長】 マイクロプラスチックの問題、非常に多くの方が認識されていると思いますので、ご意見を参考に検討させていただきたいと思います。

【粟屋委員】 表現の仕方につきまして、【考え方】の2行目に「大幅な変更は行わず」とありますが、これは削除された方がいいのかなと思います。大幅な変更はなさっていても、全体の構成は随分ブラッシュアップされていて、これを入れてしまうと変な誤解を受ける可能性がありますので、「3つの基本方針のもとで施策体系の構築をブラッシュアップさせ」のような文章の方がわかりやすいかなと思いました。

【東端廃棄物対策課長】 考え方の表現について、整理させていただきます。

【武井委員】 3点、確認したいと思います。最初に、1ページの※1のところで、「家庭ごみ手数料徴収制度」を始めたときには、ごみを減量するために他の手がもう打てないからこれをやろうという話で、減量が進まない場合は、もっと金額を上げていくことも考えるという話も出ていたと思います。ただ、今の説明では、手数料はもう変更しないと受け取れましたが、そういう考え方でいくということでしょうか。

次に、食品ロスについて、食品ロスの範囲はどこからどこまでを考えているのでしょうか。資料では、家庭系と事業系だけを考えているようですが、実際には農家などで発生するロスが占める割合も大きいのではとも思いますが、いかがでしょうか。

それから、3ページで高齢者・障害者への支援の話を入れていただくのは良いと思います。ただ、他部局との関りも含めて、事業の推進について具体的な考え方があるなら良いのですが、

そうでなければ事業として位置付けても具体的には進まなかったということになるような気がします。個別事業として設定するにあたり、何か他の考え方などがあるのでしょうか。

【東端廃棄物対策課長】まず、家庭ごみ手数料徴収制度につきまして、ここで手数料水準を固定するというについて言及、断言したものではありません。今後の状況によりまして、その時々で検討していくものでございます。

【武井委員】手数料水準を固定するという方針で個別事業から外したという意味ではないということですね。

【東端廃棄物対策課長】そのとおりです。

【倉阪部会長】「効果検証を行う段階にはなく」というのは余計な文言かもしれませんね。

【東端廃棄物対策課長】次に、食品ロスのとらえ方につきまして、国の公表では、2018年度で600万トンとなっています。そのうち、家庭系では、食べ残し、直接廃棄、過剰除去という分類がされています。事業系では、外食産業から116万トン、食品製造業から120万トンなど、業種別の分類にされておまして、家庭系と合計して600万トンの排出があるということになっております。先ほど例で挙げられた農業などは、ここには含まれていないのかなと思います。

我々も、家庭系はともかく、事業系をどうとらえるかは検討課題だと思っております。今後、他市の状況なども見ながら、検討していきたいと思っております。

最後に、高齢者・障害者へのごみ出し支援について、「ごみ出し支援サービス」の他に具体的に何かあるのかということにつきましては、現状ではここに位置付ける個々の施策は挙がっていない状況でございますが、今、埋もれているような施策を掘り起こす必要もあると思っておりますので、庁内への照会等により、計画に位置付けられるものについては位置付けていきたいと考えております。

【倉阪部会長】他にはいかがでしょうか。

【飯田副部会長】武井委員と重複する部分になってしまいますが、1ページの「料金の見直しによるごみの発生抑制」の※1の中では、家庭系に特化した内容になっていると思っておりますが、この先、事業系の手数料の見直しについてはどのようにお考えでしょうか。

それから、「ごみ出し支援サービス」について、これから高齢者が非常に多くなってきて、これは非常に大きな問題で、取り組まないといけないことだと思います。ただ、これについて、ホームページをよく見ているような人は分かると思いますが、一般の市民にどういう形で周知されているのかが見えません。周知の方法と実績について、分かる範囲でお聞かせください。

【川瀬産業廃棄物指導課長】事業系の手数料につきましては、千葉市は比較的高い方に設定されており、この事業系の手数料を上げることで、排出抑制につながり、事業系ごみ量が減っているというのは、過去の実績から立証されております。現在の事業系ごみ量は、昨年度から新型コロナウイルス感染症の影響もあり減っている状況です。様々な事情を考慮しながら、手数料については常に検討していく必要があるものと考えております。

【鵜田収集業務課長】「ごみ出し支援サービス」の周知につきましては、現行の制度は福祉部門で地域の支えあいの事業の一環として行われておりまして、「ごみ出し支援サービス」に特化した周知は、保健福祉局では行われていないと思われま。ただ、以前は環境局所管でありましたので、収集業務課のホームページでご案内したり、廃棄物適正化推進員さんにチラシをお配りしたりしておりますが、限定的な範囲でのことしかできていないのが実態ではあります。

実績については、昨年度のご利用世帯が約130世帯です。

武井委員からのご質問にも少し戻ってしまうのですが、高齢者・障害者へのごみ出し支援というと、可燃ごみのステーションまでというのがイメージしやすいと思いますが、目の不自由な方へのごみ出し支援ということで、専用の袋をお渡しして、その袋でお出しいただいた場合には、びん・缶・ペットボトルのミックスでも回収するという事業も行っております。また、近年急増しているのが、高齢者世帯からの粗大ごみの運び出しです。ご自分では運び出しができないというご依頼があった場合には、職員が運び出しを行っております。

時代時代が必要とされるものが変わってきますので、次期計画でも個別事業として設定したうえで、様々なニーズに対応していきたいと考えております。

【倉阪部会長】千葉市のようなところは今後高齢化の比率が格段に伸びていきますので、おそらく田舎の人口が減っているところよりは高齢化の進行が著しいと思います。ニーズの把握をしながら、こういった支援をしていくためにも、次期計画に必要な項目かなと思います。

私から1点、気になる点についてコメントさせていただきます。2ページのNo.17「新たな再資源化品目の検討・推進」で、空振りになるのではないかとというのが心配です。これまでプラスチックしか書いていませんでしたので、プラスチックがNo.16にあって、No.17を残すということは、何かそこに入るものがあると想定されるんですが、現状ではそれが何かというのが見えません。特にないのであれば、無理にNo.17を置かなくてもいいのかなという気もしています。

資源化物についてはそれぞれのルートがもうあって、市町村が新たにやらなければいけないこと、特に千葉市がということになると、プラスチックは大きな課題ですが、それ以外では空

振りになる可能性があるので、この項目はもしかしたら削除してもいいのかなという気もします。

【足立資源循環部長】事務方の内部の検討委員会の中でも、この項目で想定されるものは何かという議論がありました。ただ、行政サイドとして、削除して見えなくすることの不安感もあって残したところではありますが、倉阪部会長がご指摘のとおり、具体案がないにも関わらず項目設定を行い、何も達成できない結果になる可能性も十分考えられますので、もし委員の皆様がよろしければ、その方向で我々としても進めさせていただければと思います。

【武井委員】金属類など、排出方法に悩むものもありますので、ここではそういうものを念頭に置いていたのかなとも思ったんですが、いかがでしょうか。

【足立資源循環部長】金属類は不燃物で収集をしております、リサイクルできるものがどの程度あるかという点については継続的に検討していく必要がありますが、今回そこまでの議論をしたかという点、深い議論はやっていないというのが実際のところではございます。

【倉阪部会長】現行計画のNo.1 7「さらなる再資源化品目」はプラスチックであると明確にして、次期計画ではそれについて取り組んでいくという説明を行えば、項目を2つにしなくてもいいのかなというのが、私の感覚でございます。

資料2について他に発言される方いらっしゃいますでしょうか。よろしければ、議題がもうひとつありますので、進めさせていただきます。

議題3「次期『千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画』の数値目標の設定について」、事務局から説明をお願いいたします。

【東端廃棄物対策課長】はい、それでは説明いたします。

前回の部会におきましては、数値目標の項目設定について検討いただきました。その後、廃棄物減量等推進審議会での議論を経まして、数値目標項目の決定を行ったところでございます。本日は、各項目における数値目標の事務局案をお示しいたしますが、この場で数値目標を決定するわけではございません。皆様には、数値目標算出にあたっての考え方や、次期計画の目標として目指すべき水準についてご意見を伺いたいと考えております。

それでは、説明を行います。資料3をご覧ください。まず、「1 次期計画で掲げる項目について」です。

次期計画においては、「総排出量」、「家庭系ごみ排出量」、「事業系ごみ排出量」、「焼却処理量」、「再生利用率」、「最終処分量」、「温室効果ガス排出量」の7項目を数値目標として設定し、「食品ロス量」を食品ロス削減に関する目標として設定いたします。

続いて、資料の2ページをお願いいたします。参考といたしまして、ごみ処理のフローと数値目標の関係を示す図を示しております。

次に、「2 数値目標設定の考え方」についてでございます。

各項目の数値目標の設定にあたりましては、ごみ量の単純推計によって算出されました数値がベースとなっております。この数値をベースとして、新規施策等による減量効果を加味した将来推計を行うことで、数値目標の設定を行っております。

続いて、3ページをお願いいたします。「3 各項目の数値目標について」です。

記載の表をご覧ください。①～⑧の各項目につきまして、直近3年の実績値と、計画目標年度の推計値と目標値を記載いたしております。なお、計画期間は10年または15年として検討してまいりましたが、次期「千葉市基本計画」及び「環境基本計画」との整合性や、変化の早い社会環境のなかでの将来的な予測の困難さなども考慮いたしまして10か年とすることとし、目標年度を令和14年度といたしております。

説明文の3行目をご覧ください。目標項目のうち、「⑦温室効果ガス排出量」につきましては、推計に用いる排出係数等について現在局内で調整中であり、また、「⑧食品ロス量」につきましては、自治体における統一的な推計方法が確立しておらず、推計方法について現在検討中であることから、今後あらためて提示させていただきます。また、中間年度の数値目標につきましては、施策の開始時期等を踏まえ、今後の作業において検討を行ってまいります。

表の右から3列目、「令和14年度推計」の列が、単純推計により算出された推計値でございます。本市における現行施策及び分別収集・処理体制を維持した場合の推計値となります。表の右から2列目、「令和14年度目標【施策効果】」が、具体的な施策の減量効果を積み上げ、令和14年度推計値に加味した場合の数値目標となります。

施策の減量効果につきましては、3ページの「4 各施策の減量効果について」に記載の表をご覧ください。「(1)食品ロス量の減量」から「(5)プラスチック類の一括回収」の5項目について、減量効果を見込んでいます。なお、減量効果につきましては、施策によって、発生抑制に資するものと資源化に資するものとに分かれることから、「家庭系」「事業系」でそれぞれ分けて記載しております。また、右側の数値目標の欄には、直接的に影響する項目の列に「○」がついております。

続いて、それぞれの減量効果の算出について説明いたしますので、4ページをお願いいたします。算出にあたりましては、7月から8月にかけて実施いたしました市民アンケート調査の結果や、ごみ組成分析の結果などを用いております。

まず、「(1) 食品ロス量の減量」です。「ア 家庭系食品ロス量」については、約800トンの減量効果を見込んでおります。

減量効果の算定方法ですが、最初の表をご覧ください。まず、ごみ組成分析の結果より、食品ロス量の推計値を算出いたします。食品ロスの割合2.75%は、令和2年度の家庭系ごみ組成分析の実績の中で、「手つかず食品」と「食べ残し」の割合を合算したものでございます。この割合が、令和2年度と令和14年度で変わらないと仮定し、これを、単純推計によって算出した家庭系可燃ごみ量の推計値に乘じまして、令和14年度の食品ロス量を、4,126トンと推計しております。これが①の数字でございます。

次に、2番目の表をご覧ください。市民アンケート調査、「食品ロスの発生頻度」に関する質問の回答結果より、本市における1世帯あたりの「週当たりの食品ロス発生回数」を、0.897回と推計いたしております。これが③の数字でございます。

続きまして、5ページでございます。食品ロス削減に関する各種施策により、食品ロス削減に関する意識が高まることで、「毎日」「週2、3回」「週1回」「月1、2回」と回答された人のうちの3割が、発生頻度が下の区分に移行すると仮定いたしております。そうすると、その下の【削減効果】の表に記載のとおり、食品ロスが発生する割合が変化し、本市における1世帯あたりの「週当たりの食品ロス発生回数」の推計値が、0.718回に減少いたします。これが④の数字でございます。

表の下に記載している計算式により削減率20.0%を算出しまして、令和14年度の推計値4,126トンに乘じることで、令和14年度の目標値3,301トンを算出いたしました。これが、4ページの最初の表の②の数字でございます。

①の4,126トンから、②の3,301トンを引くと約800トンとなりますので、これを減量効果として見込んだところです。

次に、5ページの「イ 事業系食品ロス量」についてです。約700トンの減量効果を見込んでおります。ここでは、令和14年度の推計値3,554トンに、家庭系で用いた削減率20.0%を準用して乘じることで、令和14年度の目標値2,843トンを算出し、その差の約700トンを減量効果として見込んだところでございます。

続きまして、資料の6ページをお願いいたします。このページでは、参考といたしまして、「国の食品ロス削減目標から設定する場合」の目標値を記載しております。計算過程は記載のとおりでございますが、家庭系食品ロス量について国の目標と同様の削減率で算出すると、施策による減量効果を500トン程度見込む必要がございます。

続いて、資料の7ページをお願いいたします。「(2) レジ袋の削減」です。家庭系のレジ袋について、約200トンの減量効果を見込んでおります。家庭系食品ロス量の減量効果算出と同様に、市民アンケート調査結果を用いて削減率を算出し、令和14年度の推計値に乗じて減量効果を見込んだものでございます。

続いて、資料の8ページをお願いいたします。「(3) ペットボトルの適正分別」でございます。家庭系について、約150トンの減量効果を見込んでおります。ごみ組成分析の結果から、現状のペットボトルの適正分別率を85%と推計いたしました。さらなる分別の呼びかけにより、90%まで引き上げることを見込んで算出したものでございます。

続きまして、「(4) 古紙類の適正分別」です。家庭系について、約800トンの減量効果を見込みます。ここでは、ごみ組成分析の結果と、単純推計によって算出いたしました「家庭系可燃ごみ量」の推計値を用いて、令和14年度の「資源化可能紙類」の量を、15,531トンと推計いたしております。さらなる分別の呼びかけによりまして、可燃ごみ中の資源化可能紙類が、令和14年度推計値に比べて5%削減することを見込んで算出したものでございます。

続きまして、資料の9ページをお願いします。「(5) プラスチック類の一括回収」です。プラスチック類の一括回収を実施した場合、9,700トンの収集量を見込んでおります。これは、庁内のワーキンググループである「プラスチック資源循環部会」における検討結果の推定収集量のうち、低位推計値を削減目標といたしております。この数値につきましては、まだ局内で精査中であり、現時点での検討経過ではありますが、施策効果として採用いたしております。

次に、「(6) 焼却・溶融残渣資源化効果」でございます。新清掃工場の稼働に伴い、2清掃工場より発生する焼却主灰及び新浜リサイクルセンターより発生する破碎残渣のすべてが資源化可能となることから、令和8年度以降の資源化量が大幅に増えることとなりますが、「施設整備計画」のなかでの決定事項であり、令和14年度推計値に、その施策効果は反映済みでございます。そのため、さらなる施策効果は見込まない、ということになります。

ここで、3ページにお戻りいただきまして、中段上の数値目標の表をご覧ください。ここまで説明いたしました具体的な施策効果の積上げで算出した目標が、右から2列目の「令和14年度目標【施策効果】」になります。施策の積上げで算出する方法は、数値目標の設定方法として標準的な手法のひとつでありまして、数値目標の設定根拠と実現性という点におきまして、説明しやすいものであると考えられます。

しかしながら、表に記載のとおり、「令和14年度目標【施策効果】」に記載の数値については、現状より改善する項目がある一方で、「循環型社会の構築」に向けて重要な「①総排出量」については、令和2年度実績の941グラムに対し、令和14年度が937グラムと、ほぼ横ばいとなっており、次期計画で目指すべき水準としての妥当性の問題もあるものと考えられます。

そこで、表の一番右の列、「令和14年度目標【最終】」に、次期計画において目標とする水準を示しており、「①総排出量」につきましては900グラムといたしております。

この算出方法につきましては、資料の9ページをご覧ください。「(7)その他」「ア 排出抑制に係る施策」をご覧ください。ごみ処理行政においては、排出抑制が大前提となりますが、本市における令和元年度の総排出量の実績は、原単位ベースで、20政令市のなかで、少ない方から数えて14番目という状況です。本市及び本市より排出量の少ない13市の平均値が902グラムであることから、次期計画における数値目標を同水準の900グラムとして設定することとすると、令和14年度の推計人口を考慮したうえで、その他の施策の合計で約13,000トンの排出抑制を目指すこととなります。

なお、この900グラムというのは、目指すべき水準としてひとつの考え方をお示したものでございます。総排出量の原単位は、全国的に減少傾向にありまして、令和14年度においては、各政令市の数値がさらに減少する可能性も高いと考えられることから、今後、政令市のトレンド推計を行い、令和14年度の各市推計値の平均をとる方法なども検討していきたいと考えております。

資料の説明は以上となりますが、最後にもう一度、3ページの目標数値の表をご覧ください。冒頭で申し上げましたとおり、この議題におきましては、数値目標の設定方法について、「具体的な施策をもとに積上げを行って設定するのか」あるいは「10年後に本市が目指すべき水準として設定するのか」、次期計画の数値目標としてどの程度の水準を目指すべきか、施策の減量効果に係る考え方などについて、ご意見をいただきたいと考えております。

本日提示した数値目標(案)につきましては、皆様からいただいたご意見を踏まえて今後作成を行います「計画骨子」(案)に反映させ、議論を進めていきたいと思っております。

なお、数値目標につきましては、令和3年度実績に基づく補正作業を来年度に行う必要があることから、最終的な確定は、令和4年7月頃になる見込みでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【倉阪部会長】はい、ありがとうございました。食品ロス量と温室効果ガス排出量については、

これから検討ということですが、それも含めましてコメントがございましたら、よろしくお願いいたします。

【藤原委員】3ページ以降、各推計の条件で、令和2年度のデータを踏まえてという表記がいくつかあります。例えば「4 各施策の減量効果について」では、「合計で13,000トンの施策効果を見込むが、「家庭系」「事業系」の内訳は、令和2年度総排出量実績の比率により按分を行った。」という表記や、「千葉市ごみ組成測定分析の令和2年度の割合を採用する」などの表記があります。直近年度ということでしたら、たしかに妥当な考え方だと思いますが、一方で、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響が結構あると思いますので、その前の年度も踏まえて1回検証された方がいいのかなと思います。

それから、9ページの「(6)焼却・溶融残渣資源化効果」の「焼却主灰及び新浜リサイクルセンターより発生する破碎残渣のすべてが資源化可能となる。」というところ、これについては、新清掃工場がシャフト式ガス化溶融炉ですから、他所灰を溶融して、破碎残渣も全量溶融してスラグにして、有効利用するという考え方でよろしいですか。

【東端廃棄物対策課長】採用するデータの年度につきまして、ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響で各種数値に変化があった可能性がありますので、令和2年度だけでなく他の年度も含めた検証を行い、検討してまいりたいと思います。

【奥野廃棄物施設整備課長】北谷津用地に整備する新清掃工場の資源化の考え方につきまして、ご指摘のとおり、新浜リサイクルセンターから発生する破碎残渣のすべてが資源化可能になって、かつ他所灰も資源化するという形で考えております。

【武井委員】目標値について、数値だけ見ると一番右の最終目標程度が妥当のように感じます。ただ、問題なのは、この最終目標に近づけるだけの施策がまだ残っているのかということです。そこまで本当に近づけられるのかというのが不安なところで、そのあたりの実情はどうなんでしょうか。

【東端廃棄物対策課長】最終目標を達成するための施策がどれだけあるのかということですが、前回の部会でも「個別事業の継続性評価」を行っていただいたところで、基本的にはこれまで取り組んできた施策を踏襲しつつ、見直しや廃止の必要な施策はないかという点についてご確認いただいたと思います。これがあるから達成できるという具体的な施策を挙げることはできませんが、全体の施策の効果としまして、総排出量900グラム程度を目指していきたいというひとつの水準の例を示したものではありません。

【倉阪部会長】特に大きいのは、「その他の発生抑制に係る施策」のところ、それまではか

なり具体的に試算をして積み上げているのが、それらの合計を上回るオーダーで見込んでしまっていて、これを本当にどうやって達成するのかというのが見えないというのがこの資料を見た正直な感想です。家庭系と事業系とそれぞれオーダーの違うくらい、発生抑制を見込んでいますし、他の政令指定都市でこれくらいできているからできるのではないかと数字になっていて、これを本当にどうやるのかというのが見えないところです。

それから、もう1点気になったのがプラスチックの一括回収で、例えば本当に温室効果ガスの削減につながるのかという点です。一括回収して資源化すれば減るようになっていますが、おそらく温室効果ガスの削減に一番寄与するのはごみの発生抑制であり、3ページの4の表

「(7) その他の発生抑制に係る施策」で「⑦温室効果ガス」にも○がつかないと温室効果ガスの削減はできないと思います。そういう意味でも、「(7) その他の発生抑制に係る施策」が重要になりますが、そこをどうするのかというのが見えないというのが正直なところです。

【東端廃棄物対策課長】総排出量がすべての入り口で、そこを減らしていくことがここでいう②以下の減量につながると思いますので、まず発生抑制に向けた取組みをどうしていくのかということについて、個々の施策を考える中でも検討してまいりたいと思います。13,000トンがあまりにも、という話もありましたが、その点も含めまして引き続き検討させていただきます。

【倉阪部会長】メルカリさんと包括協定を結ばれている中で、メルカリを普通に使うようになれば、売ることを前提に買う、メルカリで買うから新品は買わないなど、消費生活自体が変わり、それに伴ってごみの量も減るということも可能性としては考えられます。それらの消費行動の変容によってどれだけごみが減るのかという情報提供を受けて、こういった数値の検討に反映させることなどができれば、包括協定を結んでいる意味もあるかなと思いますので、検討していただければと思います。

【足立資源循環部長】今回の計画策定での話ではないんですが、長期的にこのごみ処理基本計画を作り続ける中で、数値目標設定の温室効果ガス排出量について、どうとらえるべきかについてご意見をお聞かせください。今後、資源化が進んで清掃工場に持ち込まれるごみの量が減っていくと、助燃材としてコークスを入れたりもしますが、それに対しては売電効果で相殺するという話もありますし、また、現状の2清掃工場を維持するのかという議論も考えないといけないところではあります。一方で、千葉市の地球温暖化対策実行計画の中では、温室効果ガス排出量はごみ処理分野以外も含めて市民に提示している状況です。将来的に、この計画の中で温室効果ガス排出量をどうとらえるべきかということについて、参考としてお聞かせいただ

ければと思います。

【藤原委員】まさに今年くらいから全国的にそういう動きがあって、同じような議論がされています。今まではどちらかというと、可燃ごみなどは焼却主体で、再生可能エネルギーで発電して、というような形でやってきたわけですが、それがなかなか難しくなっています。

プラスチックについても、バイオプラスチックなどの開発が進んできまして、それはバイオマスとして燃やせると思いますが、一方で、通常のプラスチックと比べると熱量が低くなることも想定され、入熱が減ってきて助燃も必要になってくることを考えると、焼却というのはどうなのかという議論も出てきます。他方、感染症などへの対応としては、無害化という点でやはり焼却は必要になってくると思います。

そういった状況を考慮すると、例えば、質の低いごみ、水分の多いごみは、バイオ系、メタン発酵などの別の方法で処理し、一方で、焼却が必要なものについては焼却するなどの形になり、今までの焼却主体という方法は少しずつ変わっていくのかなと思っています。

各自治体さんも、すぐには転換できなくても、2030年の中間目標や2050年に向けて少しずつ考え方が変わってきているというのが現状ではないのかなと思っています。

個人的には焼却がまったくなくなるということはないと思いますが、単純な焼却から、バイオ系と熱処理との複合型というような新たな形に、少しずつ変わっていくのかなと感じております。

【倉阪部会長】私も同じような方向だと思います。燃やした後に熱回収のようなこと、従来も例えばアイスリンクに活用したりということをやっていますが、熱を有効活用する手法も技術開発が進んでいて、熱もある程度運べるようになってきていますので、そういったものを組み合わせることもできます。2050年の脱炭素を目指していくのであれば、やはりそういうところもこれから計画的に考えていく必要があるかなと思います。トランスヒートコンテナに詰めて温浴施設に持っていくなど、いろいろな形のものがありますので、そういうことをこれから30年後を目指して計画に入れていく必要があるかなと思います。

【足立資源循環部長】わかりました。ありがとうございます。

【倉阪部会長】資料3についていかがですか。他になければ、審議事項については以上ということよろしいでしょうか。

次第3の「その他」に移りたいと思います。事務局から何かございますでしょうか。

【東端廃棄物対策課長】本日は貴重なご意見、誠にありがとうございました。会議の冒頭でも申し上げましたが、本日のご審議いただいた状況、あるいは委員の皆様にお示しできていない

数値目標等がございましたことから、今年度中に改めて本部会を開催したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

【倉阪部会長】目標設定のところで「食品ロス量」と「温室効果ガス排出量」がありませんし、そのようにしていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

【東端廃棄物対策課長】ありがとうございます。それでは、時期としては来年の2月から3月頃になるかと思しますので、日程等につきましてはあらためて調整させていただきます。以上でございます。

【倉阪部会長】以上で本日の議事は終了となります。皆様、進行にご協力いただき、ありがとうございました。それでは、マイクを事務局にお返しいたします。

【伊橋廃棄物対策課長補佐】倉阪部会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、千葉市廃棄物減量等推進審議会 令和3年度第2回一般廃棄物（ごみ）処理基本計画部会を閉会とさせていただきます。閲覧用として置かせていただいた、計画書冊子につきましては、机の上に置いたままでお帰りいただきますようお願い申し上げます。

それでは、お忘れ物のないように、お気をつけてお帰りください。

本日は、ありがとうございました。

（午前11時40分 閉会）